

大阪市立生涯学習センター

【総合生涯学習センター、阿倍野市民学習センター、難波市民学習センター】 指定管理者募集要項

1 指定管理者選定の目的（公募の趣旨、目的、使命等）

大阪市立総合生涯学習センター（以下、「総合生涯学習センター」という。）と、大阪市立阿倍野市民学習センター（以下、「阿倍野市民学習センター」という。）、大阪市立難波市民学習センター（以下、「難波市民学習センター」という。）（合わせて以下「生涯学習センター」という。）は、大阪市立生涯学習センター条例（平成5年4月1日大阪市条例第44号、以下「条例」という。）に基づき、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の振興を図ることにより、市民の文化と教養を高め、市民生活の向上に寄与することを目的として設置された施設です。

生涯学習センターの設置目的をより効果的に達成するために、指定管理者制度により適切な管理運営主体を募集します。

2 施設等の概要

- | | |
|--------|---------------------------------|
| (1) 名称 | 大阪市立総合生涯学習センター |
| 所在地 | 大阪市北区梅田1-2-2-500(大阪駅前第2ビル5階、6階) |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造・地下4階・地上16階建て |
| 延床面積 | 3,103㎡（5階及び6階の一部） |
| 設置年月日 | 平成14年11月23日 |
-
- | | |
|--------|---------------------------------|
| (2) 名称 | 大阪市立阿倍野市民学習センター |
| 所在地 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1-300（あべのベルタ3階） |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造・地下4階・地上17階建て |
| 延床面積 | 1,892㎡（3階の一部） |
| 設置年月日 | 平成6年6月1日 |
-
- | | |
|--------|-------------------------|
| (3) 名称 | 大阪市立難波市民学習センター |
| 所在地 | 大阪市浪速区湊町1-4-1（OCATビル4階） |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造・地下4階・地上7階建て |
| 延床面積 | 1,794㎡（4階の一部） |
| 設置年月日 | 平成12年2月10日 |

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）。

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して大阪市は賠償しません。また、指定を取り消した場合、違約金を徴収すると共に、取消しに伴う大阪市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

4 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営の方針・基準

生涯学習センターは、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、区域や地域^{*}の支援を含む全市的な生涯学習推進の拠点となる施設であり、その管理運営を行う指定管理者は、施設の設置目的を達成するために、効果的かつ効率的な業務を行うものとします。

ア 管理運営及び維持管理の方針

総合生涯学習センターは、全市的な生涯学習推進の「中核施設」として位置付けており、主として地域公共人材の育成や企画・立案、NPO・大学等との連携、情報提供・学習相談などの機能を果たす拠点としています。また、阿倍野市民学習センター及び難波市民学習センターは、主として現代的・社会的課題等に関する学習機会の提供業務を担うとともに、総合生涯学習センターと連携して教育コミュニティづくり^{*}支援、人材養成・研修の拠点としています。

そのため、事業実施に当たっては、施設の設置目的や役割を踏まえ、生涯学習センターが相互に連携し、全市的な生涯学習の推進に努めてください。

その際、「生涯学習大阪計画」をよく理解し、大阪市の生涯学習施策と有機的に連携しながら、①情報収集・提供と学習相談 ②現代的・社会的課題に関する学習機会の提供 ③人材養成・研修 ④市民グループやNPOなどとのネットワーク ⑤区域や地域における生涯学習への支援（教育コミュニティづくり支援）の5つの機能に即した事業を実施してください。

また、公共の施設であることに十分留意し、市民が平等に施設を利用できるよう利用促進を図るとともに、指定管理者の創意工夫をもって、利用者への質の高いサービスの提供に努めるなど、公平かつ公正な立場で管理運営を行ってください。

なお、本業務の実施にあたっては、次の点に留意してください。

- ・利用率の向上と自主事業収入の確保に努めること。
- ・デジタル化やペーパーレス化等により効率的な管理運営及び事業実施を行い、経費削減や環境配慮に努めること。

さらに、利用者が快適かつ安全に過ごせるよう、危険箇所等を発見した場合は、迅速かつ的確に対処し、常に施設及び附属設備を良好な状態に保ち、適切な管理と保守点検を行うなど、効果的・効率的な運営及び維持管理を行ってください。

※「生涯学習大阪計画」では、「地域」「区域」「広域」と3つの学習圏からなる生涯学習支援システムを構築してきており、本要項では、「小学校区」「中学校区」を学習圏とするものを「地域」とし、区役所が中心となり各区の特色やネットワークを生かした学習圏を「区域」とする。

※教育コミュニティづくりとは、地域社会の共有財産である学校を核とし、地域社会の中で、さまざまな人々が継続的に子どもに関わるシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで、子どもの健全な成長発達を促していこうとするもの。

イ 管理運営における成果指標

- ・貸室利用者アンケートの満足度について、80%以上とすること
(年1回以上、施設やサービスに係る利用者アンケートを実施すること。
詳細は協定締結時に協議する)
- ・事業参加者アンケートの満足度について、平均80%以上とすること
(詳細は協定締結時に協議する)
- ・貸室利用率を、3館平均70%以上とすること

(2) 指定管理者の業務の範囲

条例第3条に規定する事業に関し、次のとおり実施してください。

指定管理者が行う業務（以下「当該業務」という。）の詳細については、大阪市立生涯学習センター【総合生涯学習センター、阿倍野市民学習センター、難波市民学習センター】指定管理者業務の基準（以下「業務の基準」という。）及び管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定められましたので、確認してください。

※指定管理者自身が実施しなければならない業務（第三者に委託してはならない業務＝主たる業務）は「(主)」とする。

ア 生涯学習事業に関する業務（主）

- (ア) 情報収集・提供と学習相談
- (イ) 現代的・社会的課題に関する学習機会の提供
- (ウ) 人材養成・研修
- (エ) 企画開発とネットワーク
- (オ) 区域や地域における生涯学習への支援(教育コミュニティづくり支援)

- (カ) その他、生涯学習事業に関する業務
- イ 生涯学習センター(以下、「施設」という。)の使用許可に関する業務(主)
- ウ その他の業務(主)
 - (ア) 指定期間開始前の引継業務
 - (イ) 指定期間終了にあたっての引継業務
 - (ウ) 大阪市からの指示に基づく資料等作成業務
 - (エ) 事業実施における関係機関・施設との連絡調整業務
 - (オ) 生涯学習センターへの視察、見学を希望する団体・個人等への案内・対応業務
- (カ) その他、施設の管理運営に関して、関係機関等との連絡調整等大阪府が必要と認める業務
- エ 建物及び附属設備の維持保全に関すること
 - (ア) 運転監視及び保安業務
 - (イ) 清掃等
 - (ウ) 建物の維持保全業務
 - (エ) 設備・機器等の各種点検業務及び点検結果等の報告
 - (オ) 消耗品の補充等
- オ 施設の総合管理に関すること(主)
 - (ア) 業務上必要な人員(臨時的な要員等を含む)の配置、管理、指導、研修及び給与等の支払い
 - (イ) 大阪府ほか関係官公庁、機関への各種申請及び報告
 - (ウ) 管理運営業務に係る金銭、物品の収支及び出納、精算
 - (エ) 円滑な施設維持管理のために必要なビル管理組合、防災センター等との連絡調整及び運営業務
 - (オ) 管理運営に必要な各種会議の通知、開催運営
 - (カ) 業務日誌の作成及び月報の提出
 - (キ) 自己点検の実施、モニタリングへの協力
 - (ク) その他、施設の利用促進、円滑かつ良好な施設管理に必要な業務
 - (ケ) その他、特記事項
 - 阿倍野市民学習センターについては、隣接する大阪府都市整備局施設整備課事務室と連携し、大阪府教育委員会事務局と大阪府都市整備局との確認事項に基づき、施設内の通行等について双方協力すること
- カ 安全確保に関する業務
 - (ア) 防火管理業務
 - (イ) 警備保安業務(機械警備業務を含む)
 - (ウ) 災害時や事故発生時における危機管理業務
 - (エ) 労働安全衛生推進業務
 - (オ) その他、利用者の安全確保等必要な業務

(3) 点検・報告

ア 指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行ってください。

当該意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集約し、大阪市に報告してください。また、大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、前述の利用者からの意見聴取や点検項目を定め、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置します。

イ 生涯学習センター運営評価委員会

生涯学習センターの運営並びに事業の推進に当たり、外部からの評価と必要な助言を得るための評価委員会を少なくとも年1回開催し、生涯学習センターの運営の改善につなげてください。開催に当たっては、実施時期等について大阪市と協議するとともに、議事内容を公開してください。

(4) 業務の第三者への委託

ア 当該業務の全部を一括して第三者に委託してはなりません。また、本要項4(2)において指定する主たる業務については、これを第三者に委託してはなりません。当該業務の一部を他に委託する場合は、大阪市の指定する書面による承諾が必要となります。なお、第三者に委託する場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行います。

イ 当該業務の一部を第三者委託及び再々委託(以下「第三者委託等」という。)する場合は、書面により第三者委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、第三者委託等の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と第三者委託等の契約を締結してはなりません。また、第三者委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

(5) 事業報告書の作成・提出

地方自治法第244条の2第7項、条例及び大阪市立生涯学習センター条例施行規則(以下、「規則」という。)の規定により、指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、当該業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類を大阪市に提出する必要があります。

大阪市は、提出された事業報告書と4(3)の自己点検結果等から指定管理業務について毎年度評価を実施します。評価の結果及び事業報告書は大阪市のホームページで公表します。

5 管理運営経費

(1) 管理運営経費

生涯学習センターでは利用料金制を導入しているため、施設の管理運営に必要な経費として大阪市が支払う経費（業務代行料）のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。

業務代行料は、提案された収支計画を基本とし、協定締結時に金額を決定したうえで、大阪市から指定管理者に支払います。

なお、業務代行料の上限額は、次のとおりとし、会計年度（4月1日から翌3月31日まで）ごとに、指定管理者の請求に基づいて、支払います。支払時期及び方法等については、協定で定めます。

業務代行料の上限額：171,576,600円／年

（5年間総額：857,883,000円）

（なお、提案価格が上限額以上の場合は失格となります。）

(2) 会計区分

当該業務に係る会計（記録及び帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区分して行ってください。また、管理業務にかかる経理は、館ごとに区分して整理してください。

(3) 利益配分

各事業年度の収支において、総収入から総支出を差し引いて、利益が生じた場合かつ利益が総収入額の5%を上回った場合は、総収入額の5%を上回った金額に100分の50を乗じることにより算定した金額を大阪市内に納付してください。

なお、各事業年度における自主事業及び付随許可等（以下、「自主事業等」という。）の収入額が支出額を下回る場合は、総収入額及び総支出額に自主事業等を含まないものとします。

(4) 自主事業等

ア 指定管理者は、大阪市の指示により行う生涯学習事業のほかに、大阪市の承認を得て、施設の設置目的に沿った内容の自主事業を実施することができます。

講師謝礼金や教材代に充当するための参加費等を徴収する場合、自主事業収入として指定管理者の収入とすることができます。

イ 指定管理者は、利用者の利便性の向上等（利用者間交流、コミュニティ醸成）の観点から、飲料水等の自動販売機を敷地内（ロビー、交流スペース等）に設

置することができます。自動販売機等の設置に伴う設置料、電気代等の収入は、指定管理者の収入とします。新たに増設するなど、設置台数、場所等に変更が生じる場合は、事前に大阪市の承諾を得て設置するものとします。

- ウ 自主事業については、実績及び収支について大阪市の別途報告が必要です。
- エ また、指定管理者は、施設の本来の用途又は目的を妨げない範囲内において、物品販売等のサービス提供を行い、その収入を指定管理者の収入とすることができます。施設の目的以外に使用する場合は、あらかじめ大阪市と協議の上、大阪市の許可を受け、所定の使用料を大阪市に納付してください。

6 リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、別表（17ページ）のとおりとします。

7 指定管理者の申請手続きに関する事項

(1) 募集要項等の配布

ア 窓口配布期間

令和6年6月21日（金）から令和6年8月30日（金）まで
配布時間は9時30分から12時まで及び13時から17時までとします。
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

イ 配布場所

大阪市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当
（大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館 4階）

※募集要項は大阪市教育委員会事務局ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000626799.html>)

(2) 現地見学会等

申請を予定している法人等を対象に、次のとおり現地見学会を開催します。

ア 開催日

・総合生涯学習センター

令和6年7月15日（月・祝）現地見学会開催（予定）

・阿倍野市民学習センター

令和6年7月16日（火）現地見学会開催（予定）

・難波市民学習センター

令和6年7月17日（水）現地見学会・説明会開催（予定）

※難波市民学習センターにおいては、現地見学会と説明会を行います。

イ 開催時間

開始時間等は参加申込受付後、別途通知します。

ウ 参加申込み

現地見学会及び説明会に参加を希望する法人等は、令和6年7月5日（金）15時までに、参加申込書【様式10】を用いて法人等名称、参加者氏名、担当者連絡先等を明記の上、(1)イ配布場所に直接持参、E-mailのいずれかで、大阪市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当あて申し込んでください。

• E-mail : r6shitei-gakushu@city.osaka.lg.jp

※E-mail で送信する場合は、件名を「指定管理者現地見学会参加申込み」とし、送信後電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。
(電話番号 06-6539-3345)

エ その他

- 参加人数は1法人等について2名までとします。
- 募集要項等の資料はご持参ください。
- 見学会への参加は必須ではありません。
- 見学会で配布した資料等については、令和6年7月18日（木）に下記ホームページ上で公表します。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000626799.html>)

(3) 質問の受付・回答

質問がある場合は、質問票（様式11）をE-mailで送付してください。電話や来訪による質問には回答できません。

ア 受付期間

令和6年7月18日（木）から7月24日（水）17時まで

イ 質問への回答

令和6年7月31日（水）（予定）から大阪市教育委員会事務局ホームページに掲載します。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000626799.html>)

(4) 申請の受付

申請書類は、次の提出期間内に提出場所へ必ず持参してください。送付、FAX、E-Mailによる提出はできません。なお、原則として、提出後に申請書類の変

更及び追加はできません。

ア 提出期間

令和6年8月26日（月）から8月30日（金）

9時30分から12時、13時30分から17時

※上記以外の日時での申請書類の提出は受け付けません。

イ 提出場所

大阪市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当

（大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館 4階）

（電話番号 06-6539-3345）

（5）申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

① 法人等に関する要件

ア 条例第14条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行例第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）

キ 直近3年度間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

② 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行

にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 連合体として上記①の要件を満たすこと。

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めません。

③ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

ア 本要項 7（5）①の要件を満たすこと。

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができません。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできません。

(6) 提出書類

ア 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正1部、副9部（副は複写可）の計10部提出してください。

イ 上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、次表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。

ウ 申請団体名（連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む）の記載は正1部のみとし、副9部には記載しないようにしてください。また、他に法人等の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称等があれば黒塗り、枠で囲んで白抜きするなどし、申請団体が推定できる記載は行わないでください。申請団体が判別できると判断した場合は、大阪市内で黒塗り等の措置を行う場合があります。

エ 連合体で申請する場合、下記提出書類③様式2から⑩任意様式及び⑭証明書写から⑰厚生労働大臣の定める様式又は様式8-1については、それぞれの法人等に関するものを提出してください。

オ 大阪市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

提出書類	様式番号
① 指定管理者指定申請書 様式1-1（連合体は様式1-2）に必要事項を記入すること。	様式1-1 又は1-2
② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 連合体での申請のみ。連合体の構成員、代表者、出資比率、役割分担及び責任の割合等、組織運営に関する事項等を記載したもの。	任意様式

③ 指定管理者指定申請に関する誓約書	様式 2
④ 法人等の概要	様式 3
⑤ 指定管理者申請団体役員名簿 法人等において役員と位置付けているもの全員の名簿とする。ただし、法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。	様式 4
⑥ 役員の履歴書 ⑤で提出した名簿全員の履歴書を記載したもの。	任意様式
⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式
⑧ 法人の登記事項証明書 最新の状態を反映した指定申請書提出日より 3 か月以内に発行されたもの。	証明書写
⑨ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し 直近 3 決算期又は 3 事業年度の実績。作成義務のない法人等にあつてはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式
⑩ 事業報告書 直近 3 決算期又は 3 事業年度分の実績。法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式
⑪ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書 申請日の属する年度のもの	任意様式
⑫ 生涯学習センターの管理運営に関する事業計画書	様式 5 - 1 から 5 - 5
⑬ 生涯学習センターの管理運営に関する収支計画書、収支計画積算明細、経費縮減策等	様式 6 - 1 から 6 - 3
⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 納税証明書「その 3 の 3」で提出すること。提出日において発行から 3 か月以内のもの。	証明書写
⑮ 法人税等の申告書の写し 直近 3 年事業年度分。別表 1、4、5 を提出すること。	申告書写
⑯ 大阪市の法人市民税の納税証明書 直近 3 年分。大阪市の納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書を提出すること。提出日において発行から 3 か月以内のもの。	証明書写

⑰ 同種施設の運営実績	様式 7
⑱ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し 甲種防火管理者・建築物環境衛生管理技術者等 ただし、第三者委託を予定している場合は、第三者委託 予定業者にかかる資格を確認できる書類を提出すること。	証明書写
⑲ 障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所に提出義務のある法人等のみ提出する こと。(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和 51 年労働省令第 38 号)第 8 条に規定する様式) なお、公共職業安定所への報告義務のない事業主につい ては、様式 5「障がい者雇用の状況報告書(公共職業安定 所への報告義務がない事業主用)」を提出すること。	厚生労働大臣の 定める様式 又は様式 8-1
⑳ 障がい者雇入れ計画書 ⑲において提出義務のある法人等で、障がい者法定雇用 率未達成企業にあつては提出すること。連合体の場合の構 成員においても同様とする。	様式 8-2
㉑ 支払い賃金に関する提案書	様式 9
㉒ 選定結果通知用封筒一式 定型封筒(長形 3 号)に選定結果通知の送付先を明記し、 特定記録郵便相当の切手(244 円)を貼付したもの。	長形 3 号
㉓ 法人等の印鑑証明書 法人等が登録している印鑑で、申請書提出日において発 行日から 3 か月以内のもの。	各種証明書 (原本)

(7) 提案を求める内容

生涯学習センターの設置目的を達成するとともに、より効果的・効率的に運営するための具体的な事業内容の提案を求めます。各提案にあたっては、管理運営の基本方針や条例を踏まえて提案してください。

その際、成果指標の目標を超えるよう、留意した提案を行ってください。なお、提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。

収支計画

指定期間における各年度の収支計画を主な収入・支出項目に区分して示してください。生涯学習事業と自主事業についても区分して示してください。収入と経費の見込みについては、積算根拠を具体的に示してください。

原則、修繕費は、提案修繕金額の総額を大阪市があらかじめ固定し、価格の評価を行う際には収支計画書から除外します。

基幹的な機器等の附属物（設備の消耗品等）の損傷及び基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・什器・備品等の損傷にかかる修繕費のほか、基幹的な施設・機器等であっても1件あたり100万円未満のものについては、指定管理者の負担とします。この費用については、収支計画書で定める費用の範囲で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降に繰り越して当該経費に充当できるものとし、指定期間中における金額は下表のとおりとします。

なお、それによる各年度における業務代行料の支払額の変動は行いません。ただし、指定期間最終年度において、修繕費の総額が1,850万円を下回った場合は、その下回った額を大阪市に納付していただきます。また、修繕費の総額1,850万円を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実施する前に修繕の実施の可否や業務代行料の取り扱いについて大阪市と協議してください。指定期間内における施設の損傷については、リスク分担表（別表）に基づきます。

《修繕費計画額表》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	総額
修繕費	370万円	370万円	370万円	370万円	370万円	1,850万円

(8) 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

- ア 本要項7（5）に定める申請資格を満たさなくなった場合
- イ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合
- オ 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入または支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合
- カ 大阪市が求める補正及び追加資料等が大阪市の指定する期間内に提出されなかった場合
- キ その他不正・不誠実な行為があった場合

(9) 申請上の注意事項

- ア 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。

- イ 申請書類の提出は、1 法人等又は1 連合体につき1 案限りとします。
- ウ 原則として、提出した資料の修正は認めません。ただし、大阪市が補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。
- エ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
- オ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、大阪市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- カ 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書を添付のうえ、締結します。
- キ 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ク 指定管理者となった団体の事業計画書については、市民情報プラザ（北区中之島1－3－20 大阪市役所1 階）に備え付け、一般の閲覧に供します。
- ケ 大阪市に提出された申請書類は理由の如何に関わらず、原則として返却しません。

8 指定管理予定者の選定

(1) 選定方針

指定管理予定者を選定する際の基本的な方針としては、条例第15 条の規定に基づき、

- ア 生涯学習センターの利用について平等な利用が確保されていること
 - イ 生涯学習センターの目的に照らしその効用を最大限に発揮するとともに、市費の縮減が図られるものであること
 - ウ 生涯学習センターの管理・事業運営を安定的に行うことができる経理的基礎及び技術的能力を有していること
 - エ その他適正な管理を行うことに支障がないこと
- 等を総合的な観点から、外部の有識者等で構成される選定会議において公平かつ客観的に審査選定します。

(2) 選定方法

指定管理予定者の選定は、書類審査及びヒアリングによって行います。ただし、申請者が多数の場合は書類選考によりヒアリングの対象となる申請者を選定します。

申請者が1 法人等であっても選定会議で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

(3) 選定項目・配点

指定管理予定者を選定する際の配点は次のとおりとします。

具体的選定項目及び配点

○施設の設置目的の達成及びサービスの向上		
《施設の管理運営》 設置目的に沿った管理運営方針・手法、平等利用の確保、当該施設に配置される職員の体制、危機管理・安全管理 等	10	50 点
《事業計画》 生涯学習に関する事業計画、自主事業 等	25	
利用促進策、サービス向上策、利用者満足度の把握 等	10	
《施設の有効利用》 施設の機能や場所の活用 等	5	
○管理経費の縮減・収支計画		
業務代行料の提案額	20	30 点
収支計画、支出見込み・収入見込みの妥当性 等	10	
○申請団体		
経営方針、経営状況、同種施設の管理運営実績、専門性の有無、職員研修の実施 等		10 点
○社会的責任・市の施策との整合		
環境への配慮、就職困難者の雇用への取組み、個人情報保護に関する取組み、女性活躍推進の取組み、賃金・労働条件の向上に関する取組み、合理的配慮の提供の取組み 等		10 点
	合計	100 点

上記に示す選定項目について、書類審査又はヒアリング等の結果、事業計画に照らして収支計画に実現可能性がない、収入または支出の見込みについて妥当でない等と大阪市が認める提案については、失格とする場合があります。また、提案価格が上限額以上の場合は失格となります。

同点となった場合には、選定項目のうち事業計画の点数が高い法人等を上位とします。

(4) 選定結果

上記の基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理予定者に選定します。

選定結果については、すべての申請団体の名称を含め、申請者全員に書面で通知するとともに、大阪市ホームページ等により公表します。

なお、指定管理予定者選定後、指定管理予定者と協議を行い、万が一合意に至らなかった場合や辞退した場合は、審査順位が次順位の法人等が指定管理予定者に繰り上がります。

指定管理予定者は、市会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、大阪市がその旨を公告します。

9 協定の締結

指定管理予定者と大阪市は、管理の細目的事項について定めるため、事前に協議の上、仮協定を締結します。仮協定は市会の指定の議決を条件として、本協定となります。

10 その他

(1) この募集要項に記載している内容について、資料の追加や修正がなされた場合、追加及び修正資料を優先するので注意してください。

(2) 今回の募集により、指定管理者が代わった場合、新たな指定管理者は、前指定管理者からの引き継ぎを誠実に行い、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行してください。なお、引き継ぎによって発生する費用については、新たな指定管理者に関する部分は新たな指定管理者の負担となります。

11 担当

大阪市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当

住所：大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館 4階

電話：06-6539-3345

E-mail：r6shitei-gakushu@city.osaka.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000626799.html>

リスク分担表

リスクの種類	内 容	負 担 者	
		大阪市	指定 管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	施設の維持管理、運営において指定管理者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
	施設の維持管理、運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
	指定後のインフレ、デフレ		○
金利	金利変動		○
不可抗力 ※1	管理運営業務の変更、中止、延期	協議事項	
	自然災害等による施設・設備の復旧費用	○	
事業の中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止	○	
	指定管理者の責任による遅延・中止		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継ぎコスト※2	施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
管理経費の膨張	大阪市以外の要因による管理経費の膨張		○
	大阪市の要因による管理経費の膨張	○	
	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
施設の損傷	施設、機器等の損傷 ※3	○	○
	指定管理者に施設管理上の帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備・備品		○
債務不履行	大阪市側の事由による協定内容の不履行	○	
	指定管理者側の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	大阪市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの		○
損害賠償 ※4	施設、機器の不備による事故	協議事項	
	指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる事故		○
管理リスク	施設、機器の不備又は指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる臨時休館等に伴うもの		○

※1 不可抗力

- ・不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ指定管理者及び大阪市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ・建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じる。
- ・災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・不可抗力による臨時休館等の影響で指定管理者の利用料金収入が減少した場合は、大阪市と指定管理者で協議し、影響額に係る費用分担を決定する。
業務代行料の増額等により大阪市が負担する場合や納付金を減額する場合は、その費用は適正な額に限るものとし、影響額を算定するに当たっては、単純に減少した利用料金収入額を影響額とするのではなく、臨時休館によって発生しなかった費用等、すべての費用及び収益への影響を考慮するものとする。

※2 新たな指定管理者への引継ぎにかかる対応

- ・新たな指定管理者が指定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ・引継ぎの実施にあたっては、現指定管理者及び新指定管理者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

※3 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

1 大阪市が対応するもの

基幹的な施設・機器等

2 指定管理者が対応するもの

- (1) 基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・器具・什器・備品等
- (2) 基幹的な施設・機器等の附属物（設備の消耗品等）の損傷
- (3) 上記1のうち、1件あたりの修繕費用が100万円未満のもの
- (4) 施設管理に関わって必要な消耗品

なお(1)～(3)で対応した施設の所有については大阪市とします。

(注) 基幹的な施設・機器等とは、建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）など。

- ・施設管理に関わって必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充交換をすること。

※4 施設、機器の不備又は指定管理者に施設管理上の帰責事由があることによる事故への対応

- ・施設、機器の不備又は施設管理上の帰責事由があることによる事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。